

刑法

解答例

第1期～第4期、いずれも論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。下記の出題趣旨の説明をもってこれに代えます。

出題趣旨

第1期

放火罪に関する基礎的知識を問う設問である。評価の対象は、放火罪の保護法益（人の生命、身体と財産権の関係等）、既遂時期、未遂時期を、事案に即して展開できる能力の有無である。

第2期

甲、乙、丙及び丁の4名の罪責を問う問題であり、時間内で手際よくまとめて論述する必要がある。実行犯である丙、丁については事後強盗罪の成否が問題となり、①共謀の成否、②窃盗の機会、③暴行・脅迫の程度、④未遂について論ずることが求められる。また、実行に加わらずに離脱した乙については、①共謀の成否、②共謀からの離脱、③錯誤が問題となる。さらに、乙からの依頼で解錠道具を乙に渡した甲については、①共犯形式（幫助）と因果性、②錯誤が問題となる。

いずれも典型的な論点であるが、特に共犯の問題については基本書等を熟読し、どのような問題が出ても対応できるように準備をしておいてほしい。

第3期

殺人罪と死体遺棄（損壊）罪の関係を問う設問である。後者の犯罪については、勉強したことがない受験生も多かったと思われるが、条文を確認し、同罪の保護法益を確定させ、作為、不作為につき同罪の成立可能性を検討し、共犯の成否に及ぶことが求められていた。評価は、その観点から行われた。

第4期

甲が乙に対し、倉庫内にあるブランドバッグの窃盗を教唆したところ、ブランドバッグは

存在せず、乙は倉庫内の事務スペースを物色したが何も取らずに倉庫を出た。乙は警察官に発見され逃亡したが、追尾した警察官に追いつかれ、そこに通り掛かった丙とともに警察官に暴行を加えたところ、警察官が死亡したという事案である。

乙については、①窃盗の着手の有無、②丙との共謀、③事後強盗罪、公務執行妨害罪の成否、④致死の責任を負うかなどが問題となる。丙については、①承継的共同正犯の成否、②事後強盗罪の成否、③致死の責任を負うかなどが問題となる。甲については、①未遂の教唆、②事後強盗（致死）罪、公務執行妨害罪の教唆の成否などが問題となる。

事案が少し複雑であるので、手際よく問題点を抽出し、説得力ある論述をすることが求められる。